

社会福祉法人徳島県手をつなぐ育成会 令和7年度事業計画

1 はじめに

育成会は当事者団体として、「共生社会の実現」と「(親亡き後の)障がい者(児)の幸せ」を願い、その実現に向けて権利擁護のための啓発活動をはじめ、関係機関に対する政策提言や市町村育成会の支援など、各種の育成会活動に積極的に取り組んできた。

こうした活動に加え、社会福祉法人化して平成14年に脇町に障害者支援施設「ルキーナ・うだつ」を開設した後、グループホーム「フローラ」、就労支援施設B型事業所「スカイピア」、こども発達支援事業所「イノセント」を開設し、更に徳島市にグループホーム「ワンロック」、北島町に就労支援施設B型事業所「ちゅうりっぷ」を順次開設してきた。

各事業所において、「自分らしく、生きていく」を理念の象徴とし、障がいのある人が地域で、「あたりまえの暮らし」ができることを目標に障害福祉サービスの事業を展開してきた。

こうして、当法人は親の会としての育成会活動と各事業所で障害福祉サービスを提供しながら効果的な経営に取り組んできたが、利益が相反する面を持ち合わせていることもあり、事業体と運動体の連携や協働をしっかりと進めて行くことが以前からの課題となっている。

また、令和3年に障害者差別解消法が改正されて、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供の義務化が、令和6年度から施行され、また旧優生保護法についての違憲判決が出るなど、障害者を取り巻く環境は絶えず変化している。障がい者の人権を侵害する事件の報道は後を絶たない状況が続いているため、権利を守るための活動が育成会に求められている。

今後も、事業体と運動体との連携や協働に取り組んでいくことが必要であり、全国手をつなぐ育成会連合会と連携して、要望活動などの育成会活動を進めていくとともに、国の動きなどをも見据えながら障害福祉サービスを展開していく必要がある。

一方、令和8年度においては、本県にて育成会中国・四国大会が開催されるため、その準備に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

2 本法人を取り巻く状況

未だに影響の残る新型コロナウイルス感染症や地震などの各種災害は、障害者にとっては脅威であることにかわりない。感染症や災害への対応力の強化の必要性とともに、各種福祉サービスは障がい者やその家族にとって、必要不可欠なものとして、安定的・継続的に提供されることの重要性が再認識されている。

一方、依然として続く人材不足や雇用制度の改正への対応など厳しい施設経営の現状、また、災害への対応やサービスの持続可能性の確保など、様々な課題と向き合いながら、社会の要請に応えられる法人経営が求められる。

3 育成会の現状

手をつなぐ育成会中国・四国大会香川大会への参加やユニバーサル芸術祭の開催などイベントの参加・実施に取り組んできたところである。一方、会員の減少や高齢化、会員の意

識のバラツキなど活動の低下が懸念されるが、新たな活動を模索して、会員一人ひとりが積極的に問題解決に向けて取り組む必要がある。

障害福祉サービス事業は、全体で見れば経営状況はおおむね良好と考えているが、事業所ごとに見れば、財政状況は厳しいところもあり、障害者施策の今後の動きにより、更なる厳しい状況になりかねないことから、各種制度の状況を踏まえ、サービスの持続可能性の確保を図りつつ安定した経営管理に向けて、引き続き事業所ごとに最大限努力が必要である。

また、組織ガバナンスや危機管理、管理職員のマネジメント能力の向上、業務・事業の目的の明確化や職員間の情報共有の促進など組織運営上の課題も少なくない。

事業経営は育成会活動の源であり経営の改善は、育成会の発展のためには必要不可欠な取り組みである。災害の発生や感染症の流行などにより事業計画にも影響を及ぼすことにもなりかねないことから、引き続き安定した運営が重要となる。

4 令和7年度の取組方針

社会福祉法人として、高い公益性、非営利性に相応しい経営組織や財務規律を実現していくことが重要であり、育成会においても、厳しい財政状況ではあるが、健全な運営と財政状況を確立し、維持していく必要がある。

また、人材確保への対応は喫緊かつ重要な課題として、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、人材確保対策について、利用者が必要なサービスを受けられるよう取り組んでいくとともに、障害者が希望する地域生活の実現、社会の変化等に伴う多様なニーズへのきめ細かな対応などに取り組むこととしている。

さらに、会員のメリットの周知等を通じて会員の拡大を図り、運動体と事業体が両輪となって法人運営に取り組むとともに、災害など厳しさを増す社会環境に即応して、運動体と事業体の課題や問題を克服するため、育成会をより民主的でガバナンスと持続可能な活動と運営の基盤を確立しなければならない。

(1) 育成会活動

育成会の活動目標としては「育成会活動の活性化」である。全会員が、「現状のままだと、『障がい者の幸せ』は実現できない。」との危機感を持ち、「自ら積極的に行動する。」との意識改革を行うことが必要不可欠である。

全国手をつなぐ育成会連合会と連携しての情報提供や、各種セミナーの周知を促進するとともに、会員に向けた研修や会員とも連携し、国や県への要望活動や障害者の文化・芸術活動への支援を行っていく。

また、手をつなぐ育成会中国・四国大会徳島大会の令和8年度開催に向けて、実行準備委員会を設立するなど準備を進めていくこととする。

(2) 障害福祉サービス事業

人材育成に引き続き取り組むとともに、健全で持続可能な経営基盤を確立することが重要である。

利用者へのサービスの充実に取り組むとともに事業所毎に予算や支援体制及び事業計画を立て、それに従い事業を実施する。

5 令和7年度事業計画

(1)法人活動

- ・円滑な事業運営のための人材確保と人材育成
- ・厚生労働省主催共生社会等に関する啓発事業の実施
- ・内部統制の推進
- ・地域貢献活動の推進

(2)育成会活動

- ・関係機関等への政策提言などの展開
- ・全国手をつなぐ育成会連合会との連携
- ・中国・四国地区育成会との連携
- ・第14回手をつなぐ育成会中国・四国大会実行準備委員会の設立
- ・市町村育成会の組織の充実
- ・ピアカウンセリング(相談事業の充実)
- ・権利擁護及び啓発活動の推進

令和7年度

障害者支援施設 ルキーナ・うだつ

1 概要

ルキーナ・うだつにおいては、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の課題である障害者が希望する地域(日中)活動の実現、多様なニーズに応える専門性・体制の確立、人材確保対策について重点的に取り組んでまいります。

まずは、利用者の希望に応じたサービスを提供できる体制を確立します。ルキーナ・うだつの利用者は、年齢、障害特性、心身状況等様々であります。サービスの提供にあたっては、生活状態や身体的状況、心理状況等を個別に理解し利用者の抱えるニーズを把握することが必要です。ニーズを把握し、これを叶えるためには支援者の質を磨くことが重要です。『支援者は、利用者の最大の環境である』と捉え、知識や技能はもちろんのこと支援者の自主性やチームワーク力、リーダーシップ、対人スキル、コミュニケーション能力等の非認知能力を磨くことを人材育成方針とし、信頼を築く力や創造する力を持った職員を育成します。利用者や支援者同士の信頼関係が高まることにより、離職率の低下や新たな人材確保の足掛かりとなると考えております。

また、利用者が地域で安心して暮らせるように、そして運営が閉鎖的にならないように、地域連携推進会議を通じて地域の関係者や家族、行政、専門家との情報の共有や問題点の抽出、意見交換等を通じ、サービスの透明性・質の確保や利用者の権利擁護の推進に努めます。

2 展開する事業及び定員等の概要 (令和7年4月1日 予定)

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| (1) 障害福祉サービス事業(施設入所支援事業) | 定員 40 人【現員 42 人】※ |
| (2) 障害福祉サービス事業(生活介護事業) | 定員 60 人【現員 78 人】※ |
| (3) 障害福祉サービス事業(短期入所事業) | 定員 1 人【現員 6 人】 |
| (4) 地域生活支援事業(日中一時支援事業) | |

※ 定員の超過は、「定員超過利用制度」による。

3 事業目標・重点施策

- (1) 利用者の意思決定の支援(権利擁護)
- (2) 感染症・非常災害時の業務継続計画に向けた取り組み
- (3) 持続可能な経営モデルの構築
- (4) 人材育成「人づくり」と人材確保
- (5) 効率的な業務の遂行
- (6) 地域における公益的な取組
- (7) 地域連携推進会議の設置
- (8) 強度行動障害者支援の充実強化
- (9) 厚生労働省主催共生社会等に関する啓発事業の実施
- (10) 社会福祉充実計画の活用(建設委員会の設置)

(1) 利用者の意思決定の支援（権利擁護）

- ア 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう運営規定に位置づけます。
- イ サービス管理責任者を主軸とし、利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握します。
- ウ 個別支援会議について、原則利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認します。
- エ 個別支援計画について相談支援事業者へ交付し、第三者も交え適切な福祉サービスの提供に努めます。
- オ 成年後見人制度、日常生活自立支援事業の活用や身体拘束適正化、虐待防止の研修や委員会等の開催、また専門的な外部の目（広域的支援人材の活用）や第三者による評価等をより重視することで利用者の権利を守ります。

(2) 感染症・非常災害時の業務継続計画に向けた取り組み

- ア 感染症・非常災害時の業務継続計画の研修や訓練、計画の見直し等を適宜行うため、委員会を設置します。
- イ 日頃から医療や行政、各関係機関と綿密に連携し、業務継続計画の取り組みを推進してまいります。

(3) 持続可能な経営モデルの構築

- ア 利用者のニーズに応じた各種加算を取得してまいります。（取得予定）

令和7年度

福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）・福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)・常勤看護職員配置加算・重度障害者支援加算・リハビリテーション加算・食事提供体制加算・緊急時受入加算・延長支援加算・送迎加算・入浴支援加算・栄養スクリーニング加算・栄養改善加算・福祉・介護職員等処遇改善加算（生活介護）

夜勤職員配置体制加算・重度障害者支援加算・重度障害者支援加算（中核的人材配置体制）・入所時特別支援加算・入院・外泊時加算・入院時支援特別加算・地域移行加算・地域移行促進加算・地域生活移行個別支援特別加算・栄養マネジメント加算・口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算・療養食加算・通院支援加算・福祉・介護職員等処遇改善加算（施設入所支援）・入浴支援加算・栄養スクリーニング加算・栄養改善加算・感染対策向上加算・通院加算・人員配置加算（1.5:1）

- イ 利用者のニーズに応じたサービスを提供し、利用の確保と稼働率の維持に努めます。
- ウ 適切な利用者定員の設定と職員の支援技術の向上を目指します。
- エ 業務委託費や固定的経費等の徹底した見直しによる支出管理を行います。
- オ 多用な職種へ対応できる人材を育成し、労働生産性の向上を図ります。
- カ 政策対応能力（問題解決能力・情報収集能力・利用者等のニーズを反映させるスキル）の強化のための研修を実施します。
- キ 電子決裁システムの導入や不要な押印の削減等、業務見直しによる事務処理の簡素化・効率化を図ります。

(4) 人材育成「人づくり」と人材確保

- ア 施設内研修（OJT）施設外研修（OFF-JT）における研修機会の充実と、職員自らの「学びたい」をサポートするため、自己啓発に関わる支援を拡充します。
- イ 新人職員等が職場に早く馴染みやすくなり、早期離職を防ぐためにメンター制度を引き続き活用するとともに、若手職員の積極的な登用を継続します。
- ウ 職場全体でチームワークを醸成する風土を人為的に作り出せるよう面談等をとおしてフォローアップを行います。
- エ 資格の取得を推進します。（ハローワークのキャリア形成促進助成金及びキャリアアップ助成金の活用、社会福祉充実残額の活用。）
- オ 女性活躍推進法に基づく女性の活躍を推進するための計画（一般事業主行動計画）を策定し、「プラチナえるぼし」認定の取得を目指します。
- カ 改正高年齢者安定法に基づき、高齢者の雇用をサポートするための制度の導入を検討してまいります。

施設内研修

実施月	研修等の内容	実施月	研修等の内容
4月	(午前) 理念・支援方針・ 接遇研修	11月	(午前) 感染症対策研修、訓練 (午後) AED研修
5月	(午前) 冰山モデル・ 支援手順書研修	12月	(午前) 腰痛対策研修 (午後) 介護技術研修
6月	(午前・午後) BCP研修・訓練	1月	(午前・午後) BCP研修、訓練
7月	(午前) 感染症対策研修・訓練 (午後) 腰痛対策研修	2月	(午前・午後) 身体拘束、虐待防止研修
8月	(午前) 身体拘束、虐待防止研修 (午後) 個人情報保護研修	3月	(午前) ハラスメント研修 (午後) 意思決定支援研修
9月	(午前) メンタルヘルス研修	通年	機能訓練（月～金） 口腔ケア（月2回程度）
10月	(午前) 不審者対応研修 (午後) コンプライアンス研修		

新人・中途職員研修

理念・支援方針について	感染症予防について
障がい者福祉について	自閉症について
障がい者虐待防止について	

※その他、採用1～2年目の福祉・介護職員に対し、3年以上の経験者を担当者として定め、

日常業務の中で技術指導・業務に対する相談を実施する。

主な施設外研修・自己啓発支援

施設外研修名	予定人数/受講取得状況等
強度行動障害者支援基礎研修	6名（令和6年度までの延べ受講数53名）
強度行動障害者支援実践研修	3名（令和6年度までの延べ受講数20名）
各サービス管理責任者研修	2名（令和6年度までの延べ受講141名）
相談支援従事者研修	2名（令和6年度までの延べ受講数21名）
介護福祉士資格取得にかかる研修	4名（令和6年度までの延べ受講数23名）
社会福祉士資格取得にかかる研修	3名（令和6年度までの延べ受講数7名）

※その他都道府県等が実施する研修会等への参加。

（５）効率的な業務の遂行

- ア 業務内容・業務フローの可視化を順次実践し、削減・短縮できる業務の洗い出しを行います。
- イ 利用者の自立を促進また支援者の身体的負担を軽減できる、業務の効率化につながるICT（情報通信技術）の導入を検討します。

（６）地域における公益的な取組

- ア 美馬市社会福祉協議会等との協働により美馬市くらしサポート相談・支援事業へ参画し生活困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品等の提供や生活に関する相談の実施を行います。
- イ 地域の在宅医療・病院・施設（高齢者・障害等）との協働（地域連携の会～絆～）により、地域の福祉課題解決、社会貢献の在り方を研究・検証します。
- ウ 地域の伝統行事や地域の清掃活動への参加・共同等をとおして、地域の住民のニーズを把握し、地域の課題解決や福祉サービスの提供に努めます。

（７）地域連携推進会議の設置

- ア 利用者と地域との関係づくりの一環として施設訪問、地域行事等への参加を実施し顔の見える関係の構築に努めます。
- イ 地域に開放することで施設等の運営やサービスの透明性の確保に努めます。
- ウ 利用者が希望する生活を送ることができるかなど利用者の意思決定支援への取組を地域の方に伝える機会となるよう努めます。

（８）強度行動障害者支援の充実強化

- ア 中核的人材を配置し強度行動障害者支援における人材育成並びに支援の充実に努めます。
- イ 重度障害者支援加算（中核的人材配置体制）の取得により更なる体制整備（人材確保等）に努めます。

(9) 厚生労働省主催共生社会等に関する啓発事業の実施

ア 公益財団法人糸賀一雄記念財団との協働により共生社会実現に向けた啓発（研修）事業を実施します。

(10) 社会福祉充実計画の活用（建設委員会の設置）

ア 強度行動障害者支援における環境整備（施設整備）を検討します。

障害福祉サービス事業所（共同生活援助）フローラ

1 運営方針

障がいの重度化・高齢化によりサービス利用のニーズが多様化する中、障がいのある方が地域の中で生活を行い継続していくために必要なサービスの提供が求められています。

フローラでは家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるように利用者の意思決定を基本とした支援サービスを提供し、地域との結びつきを重視した取組みを更に推進するとともに、利用者一人ひとりが地域社会において、豊かで潤いのある生活が出来るよう支援します。

また、重度化、高齢化に加え人材確保の困難さが大きな課題となる中、従来、世話人が手づくりしていた食事を配食に切り替えるなど、業務の効率化を行い、より支援に重点を置けるように取り組みます。

2 展開する事業 記載

（１）指定共同生活援助事業（令和7年4月1日 予定）

所在地 徳島県美馬市脇町野村 4173 番地 1

入居定員	39 人	【現員 39 人】
フローラⅠ	5 人	【現員 5 人】
フローラⅡ	4 人	【現員 4 人】
フローラⅢ	6 人	【現員 6 人】
フローラⅣ	5 人	【現員 5 人】
オプス	7 人	【現員 7 人】
テルス	6 人	【現員 6 人】
リアン	6 人	【現員 6 人】

3 重点目標

- （１）権利擁護
- （２）経営基盤の安定・強化
- （３）人材育成の強化・人材確保
- （４）メンタルヘルス対策等の推進
- （５）危機管理体制の強化
- （６）地域貢献活動の促進
- （７）サービスの質の向上

(1) 権利擁護

- ア 不適切な対応や虐待についての意見を出し合い風通しのよい風土の醸成を図り組織性を高め虐待防止や支援の質の向上につなげる。
- イ 個々の利用者のニーズ、障がい特性を理解し一人ひとりに必要な合理的配慮を行う。(個別支援会議の定期的な実施、検証と素早い対応)
- ウ 身体拘束・虐待防止研修をはじめ、様々な研修に参加し職員のスキルの向上に努め、人権意識、倫理観を高めていく。
(権利擁護、虐待防止研修の定期的な開催、参加)
- エ 自己の振り返りの為の早期発見自己チェックシートや利用者による満足度チェックシートを活用し虐待の未然防と早期発見及び早期対応に努める。
- オ 地域生活の中での様々な場面において一人ひとりの自己決定・意思決定の尊重に基づき意思決定支援を継続的に行っていく。
- カ 障害者差別解消法に適切に対応し権利擁護に努める。
- キ 身体拘束・虐待防止委員会の開催。
- コ 利用者の意思決定を基本とした支援サービスを提供します。
- サ 地域連携推進会議の定期的な開催に向け準備します。

(2) 経営基盤の安定・強化

- ア 利用者が安心して生活を開始、継続できるよう、本人の住み慣れたマチで暮らすための拠点の整備を進める。
- イ 障がい者の高齢化に伴う心身機能の低下等に対応できるよう、また障がいの程度に関わらず適切な支援を受けながらサービスを利用できるようにする。
- ウ 既存グループホーム設備の老朽化の点検、修繕を行う。
- エ 各種加算の積極的な活用を行う。
- オ 利用者負担のあり方について研究・検証を行う。

(3) 人材育成の強化・人材確保

- ア 多様化するニーズに応えていけるよう研修への参加(施設内研修(OJT)、(施設外研修(OFF-JT))、資格取得の強化を行い、職員個々の専門性を積極的に高めていく。
- イ 高齢に伴う心身機能の低下や看取り期に適切な支援の提供ができるよう、支援手法や技術・知識の向上、必要な資格者の育成を図る。
- ウ リクナビやホームページ等を活用し年齢構成に考慮した新たな職員の確保と育成を行う。

- エ 障がい特性の把握、障がいの重度化に対応できるよう強度行動障害者支援者研修などの専門的な研修に参加し、支援力を高める。
- オ 外国人技能実習生を受け入れ、発展途上国の経済発展を担う人づくりに協力する。

(4) メンタルヘルス対策等の推進

- ア メンタル不全の予防と対応の為の研修の実施。(世話人、生活支援員参加)
- イ 産業医等との連携を図りストレスチェックを行なう。

(5) 危機管理体制の強化

- ア 新型コロナウイルスなど感染症の正しい知識、対応を身に付け感染防止に努める。
- イ 新型コロナウイルスなど感染症発生を見据えた対応マニュアルの整備、訓練を行い感染拡大を防ぐ。
- ウ 事故防止や事故発生時の連携体制など各種マニュアルの整備と点検を行う。
- エ ヒヤリ・ハット報告を心がけ、職員間で情報の共有を図り安心して安全な体制の構築を行う。
- オ 防火設備の点検を定期的に行い危機管理体制の強化を行う。
- カ 備蓄食、備品を整備し災下でも安定した生活支援が提供できるようにする。
- キ 防災計画、防災訓練計画を基に訓練を定期的を実施し、災害発生時に必要な対応が迅速かつ円滑に行える様にする。
- ケ 南海地震等大型災害に備え、地域と連携を図り災害への対策を強化する。
- ク マスク、消毒液など感染症対策に必要な備品の備蓄を行い感染防止に努める。
- コ BCP 計画に基づき訓練をおこない災害時など非常時でも事業継続できるようにする。

(6) 地域貢献活動の促進

- ア 自治会等が取り組んでいる清掃活動、防災訓練、美観活動等に参加、協力して地域住民との連携を図る。
- イ 地域のお祭り、伝統行事を実施する自治会活動への参加、協力を行う。
- ウ 近隣の社会福祉法人やルキーナ・うだつと連携し地域ニーズに応じた社会貢献の在り方を模索し共同事業を実施する。
- エ 地域の方が栽培した作物等を活用し地域との繋がりを深め地産地消への協力また、食への安心安全への提供の充実を図る。

(7) サービスの質の向上

- ア 職員会議、ケース・支援会議を毎月行い現状の把握や問題点、改善事項などについて話し合い情報の共有とともに課題の解決を図る。
- イ 常に問題意識を持ち職員一人ひとりが利用者支援に対し真摯に向き合い問題解決や課題克服に取り組んでいく。
- ウ 個人の暮らしを実現するための個別支援計画の作成と計画に基づいた支援を提供する。
- エ 利用者一人ひとりの身体状況を把握し、早期発見、早期対応に繋げられるようルキーナ・うだつや医療との連携を行う。
- オ 常に利用者一人ひとりのQOLの向上を意識し、身体、精神ともに健康な生活が送れるようにする。
- カ 健康の維持、増進の為、看護師や歯科衛生士などの指導を受け口腔ケアの充実に努める。
- キ 各種サービスや団体などを利用し、色々な人とのつながりを持ち、創作活動やスポーツなどを行い余暇時間が充実するよう支援する。
- ク ご家族と利用者ご本人の状況、近況等を定期的に連絡を取り相互の信頼関係を深める。
- ケ 看護師と常に連絡が取れる体制を構築し医療機関とも緊密に連携し利用者の日常の健康管理、疾病の早期発見、早期治療に努める。
- コ 管理栄養士による栄養バランスのとれた配食サービスを利用し業務の効率化を行い、手厚い直接支援が行えるように努める。

就労継続支援B型事業所 スカイピア

令和7年度 事業計画

1 事業所運営指針

障害福祉サービス等報酬改定からはや1年を迎えようとしており、改定では本人の望む生き方や暮らし、働くことの実現等、「意思決定支援」が明記されており「個別支援会議等への本人参加」も原則化されるなど、本人主体の支援が一層促進されることとなり、スカイピアでは「本人の思い」が実現されるために日々の小さな事柄でも、支援者や家族ではなく、利用者さん本人の声に耳を傾け、質の高い支援を提供できる体制を構築してまいります。

また作業能力の向上のために必要な訓練の場を施設内外で提供し、働く喜びや生きがいを利用者さんに発見してもらい、地域において生きがいを持って活躍できる社会の実現に引き続き取り組んでいく必要があります。利用者も職員も心身の健康管理をしっかりとこない、健康を第一に考え令和7年度も工賃向上に対し努力をしてまいります。

2 事業所概要 （令和7年4月1日）

(1) 利用定員 20名【現員23名】

(2) 職員数・職員構成

ア 管理者兼サービス管理責任者	1名
イ 目標工賃達成指導員	1名
ウ 職業指導員	1名
エ 生活支援員	5名
オ 事務員	1名

3 重点目標

(1) 権利擁護の推進

- ア 虐待などの権利侵害に対しての早期発見、早期対応や不適切な支援の検討と再発防止
- イ 本人の自己選択、自己決定の支援
- ウ 障害者差別解消法における合理的配慮の推進
- エ 身体拘束・虐待防止委員会の開催
- オ 虐待防止等に係る研修への参加をすることで職員のスキル向上

(2) 持続可能な経営モデルの構築

- ア 定員超過利用制度の継続、各種加算を活用
- イ 節電、コストカットなど経費削減及び経営効率の向上
- ウ 5S活動(業務管理の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰)の実施

(3) 人材育成の強化

- ア 施設内研修(OJT)施設外研修(OFF-JT)における研修の機会の充実
- イ 利用者さんに対し就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な研修や訓練の提供
- ウ 資格取得への推進

(4) メンタルヘルス対策等の推進

- ア メンタルヘルス不全の予防と対応のための研修の実施

(5) 各関係機関との連携

- ア ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等、各関係機関と連携を深めながら情報の収集を行い、個別の能力や適正に応じた支援を行う
- イ 施設外での委託作業、実習が継続できるよう、企業と連携を図る

(6) 危機管理体制の強化

- ア 感染症や災害発生時における業務継続計画(BCP)の運用
- イ 災害時や感染症対策に備えての備蓄
- ウ 感染症対策における研修及び訓練の実施

(7) 生産活動その他の活動機会の提供について

- ア 印刷作業(衣類全般・名刺・封筒)等の作成と販売
- イ 藍葉の栽培
- ウ 委託業務(清掃・農作業等)適正や要望に応じた施設外就労先のさらなる開拓と継続した実施
- エ 農家と連携し、季節に応じた作物の収穫作業に取り組むことで農福連携のモデルとなり、県内で農福連携の輪が広がるように努めます

(8) 地域貢献活動の推進

- ア 地域の休耕田を有効活用することで、地域への貢献をします

こども発達支援事業所・相談支援センター イノセント

令和 7 年度 事業計画

1. 事業の運営方針

令和4年の児童福祉法改正や令和5年度のこども家庭庁創設により、こども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援におけるガイドラインが、令和6年7月に示された。

これらガイドラインを踏まえ、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられるよう、地域の中核的な役割を担い、適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的で専門的な質の高い支援を関係機関と連携しながら提供していく。また、保育所等訪問支援を通じ、併行通園や保育所等への移行を推進するなどインクルージョンの取り組みを進めていく。さらに、療育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、相談支援と連携しながら家族全体のウェルビーイングの向上を図る。

相談支援においては、障害のある方々が希望する生活を実現するため、本人の意思を尊重し体験などを通して選択の機会を確保し、意思決定支援を推進するなど質の向上を目指す。また、希望する場所で安心した地域生活が送れるよう、地域生活支援拠点等の整備について各関係機関と連携を図りながら推進していく。

2. 展開する事業及び定員の概要(令和 7 年4月1日)

(1) こども発達支援事業所 イノセント

- ア 児童発達支援 定員:10名
- イ 放課後等デイサービス 定員:10名(定員超過利用あり)
- ウ 保育所等訪問支援
- エ 日中一時支援(地域生活支援事業)

(2) 相談支援センター イノセント

- ア 障害者相談支援事業(美馬市・つるぎ町・三好市・東みよし町より委託)
- イ 指定地域相談支援事業(地域移行支援・地域定着支援)
- ウ 指定計画相談支援事業
- エ 指定障害児相談支援事業

3. 重点目標

(1) 権利擁護の推進

- ア 子どもの最善の利益の保障(生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利)
- イ 権利擁護の観点に立った自己選択・自己決定の支援
- ウ 虐待などの権利侵害の早期発見、早期対応や不適切な支援の検証と再発防止
- エ 身体拘束・虐待防止委員会を通じ、支援方法の点検を行うことで身体拘束を含めあらゆる虐待を防止する
- オ 障害者差別解消法における合理的配慮の推進、合理的配慮の視点に基づいた支援

(2) 人材育成の強化

- ア 研修計画に沿った研修や各専門分野研修への参加などの OJT 及び Off-JT の推進
- イ 各種会議や専門職(ST・OT など)との事例検討の実施
- ウ 資格取得の推進

(3) サービスの質の評価及び改善

- ア 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援がトータルに基づいた評価及び改善内容の公表
- イ 要望や希望を真摯に受け止め、改善・要望等への迅速な対応及びサービスの向上
- ウ サービス等利用計画や児童支援利用計画、及びモニタリングの質の向上
- エ 専門職(言語聴覚士 ST・作業療法士 OT・歯科衛生士 DH)との綿密な連携
- オ 事例検討等により専門性の向上につなげ、支援方法の般化を図る
- カ 応用行動分析(ABA)を用いて適切な行動を獲得する支援方法の実施

(4) 経営基盤の安定・強化

- ア 事業所の稼働率の向上や各種加算の確保による安定的な収入の確保
- イ 節電、コストカットなど、経費の削減や経営効率の向上

(5) 家族支援の充実

- ア ペアレント・トレーニングや座談会等を開催し家族支援の充実に努める。
- イ 定期的な面談により、家族の要望や困りごと、不安、迷いなどにに対して支援を実施。
- ウ 子育て負担の軽減や家族の就労のための支援

(6) 各関係機関との縦横連携による地域社会への参加・包容の推進

- ア 保育所等訪問支援を通じて専門的な支援を展開し、地域社会への参加・包容を推進
- イ ライフステージに応じた切れ目の無い支援の推進(縦の連携)
- ウ 福祉、保健、医療、教育関係機関等との連携した地域支援体制の確立(横の連携)
- エ 自立支援協議会等を通じ、関係機関との連携強化を図る

(7) 感染症や災害などを含めたリスクマネジメント体制の強化

- ア 感染症の発生及びまん延の防止など、感染症対策研修の実施
- イ 地震等の自然災害や感染症に対するBCP計画書(事業継続計画)の周知及び徹底
- ウ 災害時や感染症対策に必要な備品の備蓄
- エ 防災教育や各種訓練を通じて災害対応の意識を高め防災対策を図る
- オ 個人情報保護することの重要性を認識し、個人情報の取得、利用、管理等にあたり、適切に個人情報の保護に努める
- カ ヒヤリハットや事後報告書、改善要望等を集約し原因分析を行い、安心安全な体制を構築する

令和7年度 障害福祉サービス事業所(共同生活援助)ワンロック 事業計画

1 基本方針

共同生活援助事業所ワンロックは、令和3年10月に開所して3年が経過しました。共生社会と意思決定支援を基本として障害のある人の人格と尊厳を守り、家庭的な雰囲気のもと安心かつ安全で充実した「くらし」とおして、地域社会の一員としての意識が高められるよう支援を行います。

昨年度のグループホームにおける報酬改定では、職員配置基準の見直しも同時に行われ、グループホームから「地域生活移行」へと大きな仕組みの改革となり、障害のある人が希望する地域生活の実現・継続のための基本となっており、グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現など、QOL を高めつつ実態に応じた適切なニーズの対応を障害のある人、一人ひとりに寄り添いながら、地域の中で自分らしく生き生きとした「豊かなくらし」が実現できるように支援を行うよう努めるとともに、昨年2回も発令された、「南海トラフ巨大地震臨時情報」、巨大地震の発生が懸念され自然災害と隣り合わせにある中、「そのとき」に備えて、障害のある人たちがふだんと違う状況に対応できるように構築に努める。

2 展開する事業及び定員等の概要

(1)指定共同生活援助事業（令和7年4月1日 予定）

ワンロック	定員16人【現員15人】
ワンロックⅣ	定員 5人【現員 4人】

3 重点目標

(1) 権利擁護(意思決定支援)の推進

- ア 個別支援会議の開催際は、本人の生活の対する意思の意向を確認
- イ 個別支援計画については、相談支援事業者への交付し、福祉サービスの透明化を図る
- ウ 虐待を未然に防止(自己チェックシートの活用)するため、不適切な対応などキャッチし、支援の質の向上に努める。
- エ 身体拘束・虐待防止委員会の開催
- オ 身体拘束、虐待防止に係る研修会に参加し職員のスキルの向上に努める。
- カ 障害者差別解消法における合理的配慮の推進
- キ 地域連携推進会議の開催

(2) 経営基盤の安定・強化

- ア 障がいの程度に関わらずニーズに応じたサービスの提供を受けながら利用継続できるようにする。
- イ 経費の節約、経営の効率化
- ウ 各種加算の活用

(3) 人材育成の強化・人材確保

- ア 施設内研修(OJT)、施設外研修(OFF-JT)、への参加
- イ 専門性を兼ねた研修への参加し支援力の向上

(4) メンタルヘルス対策等の推進

- ア メンタル不全の予防と対応の為の研修の実施。
- イ 産業医等との連携を図りストレスチェックを行なう。
- ウ 腰痛体操・ラジオ体操の実施

(5) 危機管理体制の強化

- ア 感染症の正しい知識、対応を身に付け感染防止に努める。
- イ ヒヤリ・ハット報告、職員間で情報の共有を図り安心で安全な体制の構築
- ウ 南海トラフ巨大地震等大型災害に備え、地域と連携を図る
- エ 災害発生時における関係機関等の連携強化
- オ 業務継続計画(BCP)の運用
- カ 災害時や感染症対策に備えての備蓄
- キ 防災体験等を通じての意識を高める対策を図る

(6) 地域貢献活動の促進

- ア 自治会等が取り組んでいる清掃活動、防災訓練、美観活動等に参加、協力して地域住民との連携を図る。
- イ 地域の伝統行事を実施する自治会活動への参加、協力を行う。

(7) サービスの質の向上

- ア 各種会議を毎月開催し、現状の把握や問題点、改善事項など課題解決を図る。
- イ 本人、家族等の要望など真摯に受け止め、敏速な対応
- ウ 健康維持のため看護師と連携し、健康管理、疾病の早期発見、早期治療に努める。
- エ 余暇時間の充実(移動支援事業など申請して活用等)
- オ 家族等に本人の近況状況等を定期的に連絡等を行い相互の信頼関係を深める。

令和7年度 障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型)ちゅうりっぷ 事業計画

1 基本方針

ちゅうりっぷにおいては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通して、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行い、明るく、楽しく張り合いのある事業所運営を行う。

昨年の報酬改定では、一般就労への移行や就労支援施策は着実に進展している中、事業の安定、効率的な実施、生産活動の収支や工賃の改善の図ることとされている。

こうした中、さらに各関係機関との連携強化を図り、障害のある人が自立した社会生活が実現できるよう協働して支援する。障害のある人の就労支援の強化及び工賃向上等が事業所に求められる使命を果たしながら、障害のある人のエンパワーメントに着目した支援を行う。また、ひきこもり・8050問題・災害時等、地域のニーズにも目を向け、地域の中で「くらし」「つながり」社会の一員として、一人ひとりが自分らしく生き生きとした「豊かなくらし」が実現できるように持続可能な運営を目指して努める。

2 展開する事業及び定員等の概要

(1)就労継続支援B型事業（令和7年4月1日 現在）

定員20人【現員12人】

3 重点目標

(1) 生産活動の充実

- ア 喫茶事業の運営の充実を図り、売り上げの増収を図る。
- イ 野菜等の収穫作業
- ウ リサイクル作業
- エ 施設外支援の促進

(2)権利擁護の推進

- ア 虐待を未然に防止(自己チェックシートの活用)するため、不適切な対応などキャッチし、支援の質の向上に努める。
- イ 本人の自己選択、意思決定支援の継続
- ウ 身体拘束・虐待防止委員会の開催
- エ 身体拘束等適正化のための指針の運用等
- オ 障害者差別解消法における合理的配慮の推進
- カ 身体拘束、虐待防止に係る研修会に参加し職員のスキルの向上に努める。

(3) 経営基盤の安定・強化

ア 障がいの程度に関わらずニーズに応じたサービスの提供を受けながら利用継続できるようにする。

イ 経費の節約、経営の効率化

ウ 各種加算の活用

(4) 人材育成の強化・人材確保

ア 施設内研修(OJT)、施設外研修(OFF-JT)、への参加

イ 専門性を兼ねた研修への参加し支援力の向上

ウ 資格取得への推進

(5) メンタルヘルス対策等の推進

ア メンタル不全の予防と対応の為の研修の実施。

イ 産業医等との連携を図りストレスチェックを行なう。

ウ 腰痛体操・ラジオ体操の実施

(6) 危機管理体制の強化

ア 感染症の正しい知識、対応を身に付け感染防止に努める。

イ ヒヤリ・ハット報告、職員間で情報の共有を図り安心で安全な体制の構築

ウ 南海地震等大型災害に備え、地域と連携を図る

エ 災害発生時における関係機関等の連携強化

オ 業務継続計画(BCP)の運用

カ 災害時や感染症対策に備えての備蓄

キ 防災体験等を通じての意識を高める対策を図る

(7) 地域貢献活動の促進

ア 自治会等の清掃活動、防災訓練、美観活動等に参加、協力して地域住民との連携を図る。

イ 地域の伝統行事を実施する自治会活動への参加、協力を行う。

ウ

(7) サービスの質の向上

ア 各種会議を毎月開催し、現状の把握や問題点、改善事項など課題解決を図る。

イ 個別支援計画の作成にあたっては、本人の自己決定を尊重及び意思決定の支援に配慮に努める。

ウ 本人、家族等の要望など真摯に受け止め、敏速な対応

オ 家族等に定期的に連絡等を行い相互の信頼関係を深める。